



令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税非課税となっている。
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

次の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である。

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場住民福祉課で手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

国民健康保険税（3期）、後期高齢者医療保険料（2期）の納期は、

9月30日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課へご相談ください。